

鴻巣東小学校 P T A 会則 改正案

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は鴻巣東小学校 P T A と称し、事務所を同学校内（鴻巣市本町 6 丁目 4 番 5 6 号）に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ると共に、会員相互の資質の向上と親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的達成のために次の活動をする。

1. 会員相互の資質の向上に努める。
2. 家庭と学校との緊密な連携のもとに、児童の生活をより良いものに導く。
3. 児童の生活環境を良くする。
4. 教育に関する諸研究調査の計画運営に努める。
5. 学校の教育的環境の整備を図ると共に公教育費を充実するように努める。
6. 教育効果を上げ、教育に対する理解を深めるために成人教育を行う。
7. 会員相互の親睦を図る行事を行う。
8. 他の P T A 及び教育団体との連絡を密にする。
9. その他本会に必要な行事を行う。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第 5 条 本会は、非営利的、非宗教的、非政治的であって、本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、またいかなる職務の候補者を推薦することもしない。

第 6 条 本会は市当局及び教育委員会と学校の問題について討議し、教育的活動を助けるために意見を交換する。

第4章 会 員

第7条 本会の会員となることのできるものは次の通りとする。

1. 本校に在籍する児童の保護者
2. 本校に在籍する教職員
3. 常任委員会において過半数の賛成により認められた者

第8条 本会の会員は原則として会費を納めるものとする。会費は月額300円とする。

第9条 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第9条の2 本会会員の入退会については、任意とする。

第5章 経 理

第10条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によってまかなう。

第11条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行う。

第12条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告承認を得る。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の会計の実行についての細部は別に定まる会計細則によって行う。

第6章 役 員

第15条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会 計 2名以上
4. 会計監査 2名
5. 常任委員
6. 総務委員
7. 学年委員
8. 顧 問

第16条 正副会長、会計監査は常任委員会より指名を受け総会に諮り選出される。

第17条 会計及び顧問は会長が委嘱する。ただし、顧問は会長経験者及び副会長経験者に限る。

第18条 学年委員は~~各学年の学級数に3を乗じ総務委員会で決定し~~た人数で選出された者、及び各学級担任の教職員とする。ただし、各学級担任の教職員以外の者は各学年の学級数に3を乗じた人数を上限とする。

第19条 （削除）

第20条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第21条 役員任期中、転居等の理由により、欠員が生じたときは、必要に応じて、常任委員会が過半数の賛成により認めた方法で欠員を補充し、当該任期は前任者の残った期間とする。

第7章 職務

第22条 会長は次の職務を行う。

1. 総会を招集する。
2. 常任委員会及び総務委員会を招集し、会議の議長となる。
3. 必要に応じ各部会を招集する。
4. 本会のすべての業務を統括する。

第23条 副会長は会長を補佐し、会長の事故その他の事由により限られた期間その職務を委嘱させることができる。また、副会長のうち1名以上については、庶務担当とし、次の庶務を行う。

1. 総会及び各集会の議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信その他の書類を保管する。
3. その他会長の指示により本会の庶務を行う。

第24条 会計は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 定期及び会計監査を受けた決算の報告をする。
3. この会の財産を管理する。
4. 予算の立案について協力する。

第25条 常任委員は、会長の指示により本会の活動を円滑に処理するとともに必要案件の審議に参画する。

第25条の2 学年委員は各部に配属され、常任委員の指示により本会の活動を円滑に処理するとともに必要案件の審議に参画する。

第8章 総会

第26条 総会は全会員をもって構成された本会の最高議決機関である。

第27条 総会は定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は原則として毎年5月15日までに開く。
2. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、あるいは全員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

第28条 総会の議長及び議事録署名人は出席会員の中より選出される。

第29条 総会の成立は会員の過半数の出席をもって成る。ただし、委任状を含む。

第30条 総会の議事は出席会員の過半数で決する。

第31条 総会には次の事項を提出し、議決を得なければならない。

1. 年間事業計画の大綱
2. 事業の報告
3. 会計報告
4. 役員の選出
5. 予算案
6. 会則の改廃
7. その他必要な事項

第9章 常任委員会

第32条 常任委員会は、正副会長、会計、会計監査をもって構成する執行機関とし、会議は会長が必要と認めたときに開催する。また、必要に応じて、その他の役員を招集することができる。

第33条 常任委員会は次の事項を審議する。

1. 正副会長・会計監査の選考
2. 予算案の審議
3. 会則の審議
4. その他

第33条の2 常任委員会は、会員の資質向上と会員相互の親睦を図るために次の事項を企画立案し、必要に応じて、会員の協力を要請することができる。

1. 教育に対する理解と会員の資質向上に関する事業の計画及び実施
2. 児童、会員の親睦を図るための事業の計画実施

第33条の3 常任委員会は、会議の開催の都度、議事記録者を指名し、会議の出席者及び審議事項を記録し、6年間保存しなければならない。

第10章 学年委員会

第34条 学年委員会は、学年委員の過半数が必要と認めたときに招集することができる。

第35条 学年委員会は、学年委員の過半数が必要と認めたときに特別の委員会を設置することができる。

第11章 総務委員会及び各部

第36条 本会に総務委員会を設けPTA活動の円滑な運営を図る。

第37条 会務を達成するために本会に~~次の~~部を設ける。部に関しては総務委員会にて決定する。
~~広報部~~~~環境部~~~~地域支援部~~

第37条の2 各部は学年委員で構成され、学年委員の中から部長1名及び副部長2名を選出することを原則とする。ただし、常任委員会による過半数の賛成があれば、これを変更することができる。

第38条 総務委員会は正副会長、会計、各部を代表する者、校長、教頭、教務及び学年主任をもって構成され、次の案件の立案、実施等の審議を行う。

1. 年間計画の大綱の立案
2. 予算案の大綱の立案
3. 各部より提出の重要案件の審議
4. 各部の連絡調整
5. 総会提出議案の調整審議
6. その他必要事項の審議

第39条 総務委員会は会長が必要と認めたとき、または総務委員の4分の1以上の要請があったときに開催し、会長が議長となる。

第40条 総務委員会は総務委員の2分の1以上の出席を得て開催する。

第41条 (削除)

第42条 ~~広報部は会員のために学校と密な連絡のもとに諸情報、会の状況、学校の状況を正しく会員に伝達するため次の事項を行う。(削除)~~

~~1. 広報誌の発行~~

~~2. 他の機関、団体との情報の交換、伝達~~

第43条 (削除)

第44条 ~~環境部は児童の学校内外における教育環境及び生活環境を良くするために次の事項を行う。(削除)~~

~~1. 教育施設充実のため必要な協力と援助~~

~~2. 児童の校外生活をより良いものに導くこと~~

~~3. 児童と会員の福利厚生を図るための事業の計画及び実施~~

第45条 ~~地域支援部は地域の健全運営のために次の事項を行う。(削除)~~

~~1. 各地域及び地域間の連絡調整~~

~~2. 児童の交通安全対策の計画実施~~

~~3. その他地域支援に関する事項~~

第46条 総務委員会及び各部は、会議の開催の都度、議事記録者を指名し、会議の出席者及び審議事項を記録し、会長に提出しなければならない。

第47条 校長及び教頭は学校管理並びに教育上各会議に出席して意見を述べることができる。

第12章 個人情報の取り扱い

第47条の2 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第13章 会則の改廃および実施

第48条 本会則の改廃は総会の決議を得なければならない。

第49条 本会則の実施は昭和54年5月7日とする。

付則 (1) 本会則は、昭和63年4月28日から一部改正施行する。

(第8条・会費)

(2) 本会則は、平成3年4月27日から一部改正施行する。

(第40条部会)(第40条その他必要事項の審議)

(第48条その他必要事項の審議)

(3) 本会則は、平成6年4月24日から一部改正施行する。

(第8条会費)(第20条学級委員)(第31条総会の成立)

(第33条総会の議決事項)(第41条部会)(第46条広報部)

(第47条文教部)(第48条環境部)(第49条支部運営部)

(4) 本会則は、平成10年4月29日から一部改正施行する。

(第42条総務委員会)

(5) 本会則は、平成12年5月6日から一部改正する。

(第2条目的)(第7条会員)(第15条役員)(第17条顧問)

(6) 本会則は、平成14年5月2日から一部改正する。

(第30条議事録署名人)

(7) 本会則は、平成15年5月2日から一部改正する。

(第19条支部常任委員)(第20条学級委員)

(8) 本会則は、平成16年4月30日から一部改正する。

(第17条2項顧問)

(9) 本会則は、平成20年4月25日から一部改正する。

(第15条副会長、庶務会計)

(第49条第3-1項交通安全母の会東支部)

(慶弔規定:表彰の額を削除、「結婚」「出産」事項を削除、渉外の創立周年記念 5,000 円->3,000 円)

(10) 本会則は、平成24年2月10日から一部改正する。

(支部運営部の名称及び学級役員選出数の変更、役員の任期)

(11) 本会則は、平成28年5月2日から一部改正する。

(第17条2項顧問)

(12) 本会則は、令和3年4月1日から一部改正する。

(第1条~第3条、第6条、第7条、第13条、第15条~第25条、第27条、第32条、第34条~第40条、
第42条、第44条~第46条の一部改正、第9条の2、第25条の2、第33条の2、第33条の3、第37条の2、
第47条の2の新設、第19条、第41条、第43条の削除)

(13) 本会則は、令和5年4月1日から一部改正する。

(第18条、第37条、第46条の一部改正、第42条、第44条、第45条の削除)